

鳥取県告示第660号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように定め、平成22年12月1日から施行する。

平成19年鳥取県告示第938号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）は、平成22年11月30日限り廃止する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

市町村	定数（うち主任児童委員の定数）	民生委員法第20条の規定による民生委員協議会を組織する区域
鳥取市	518人（84人）	久松、醇風、遷喬、修立、日進、明德、富桑、稲葉山、岩倉、城北、中ノ郷、浜坂、美保、美保南、賀露、湖山、湖山西、千代水、末恒、松保、大郷、吉岡、豊実、明治、東郷、大正、美穂、大和、神戸、倉田、面影、米里、津ノ井、若葉台、国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町及び青谷町
米子市	329人（54人）	啓成、明道、就将、義方、住吉、加茂、河崎、車尾、福生東、福生西、福米東、福米西、彦名、崎津、大篠津、和田、富益、夜見、成実、五千石、尚徳、永江、春日、巖、大高、県及び淀江
倉吉市	162人（26人）	上北条、上井、西郷、上灘、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、上小鴨及び関金
境港市	86人（14人）	渡、外江、境、上道、余子、中浜及び誠道
岩美町	48人（3人）	岩美町
八頭町	68人（3人）	八頭町
若桜町	22人（2人）	若桜町
智頭町	32人（2人）	智頭町
湯梨浜町	49人（3人）	湯梨浜町
三朝町	35人（2人）	三朝町
北栄町	45人（3人）	北栄町
琴浦町	65人（3人）	琴浦町
南部町	35人（2人）	南部町
伯耆町	40人（2人）	伯耆町
日吉津村	9人（2人）	日吉津村
大山町	61人（3人）	大山町
日南町	31人（2人）	日南町
日野町	22人（2人）	日野町
江府町	19人（2人）	江府町